

法令トピックス

令和3年11月号

【労務】令和4年1月から始まる雇用保険マルチジョブホルダー制度(高年齢被保険者の特例)について

令和4年1月1日施行の雇用保険法の改正により、65歳以上の労働者を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度(高年齢被保険者の特例)」が創設されました。雇用保険制度は、本来、主たる事業所での労働条件が1週間の所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対して、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して次の要件を満たす場合に、本人がハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることができるものです。この制度について、専用ページが開設され、リーフレットやパンフレットが公表されました。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/211108-01.pdf>

[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389_00001.html

【労務】11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、土曜日に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」等を行います。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/211108-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki_jun/campaign.html

【経営】令和3年の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が過去最高を更新

我が国の総人口(2021年9月15日現在推計)は、前年に比べ51万人減少している一方、65歳以上の高齢者(以下「高齢者」といいます。)人口は、3640万人と、前年(3618万人)に比べ22万人増加し、過去最多となりました。総人口に占める割合は29.1%と、前年(28.8%)に比べ0.3ポイント上昇し、過去最高となりました。男女別にみると、男性は1583万人(男性人口の26.0%)、女性は2057万人(女性人口の32.0%)と、女性が男性より474万人多くなっています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/211108-03.pdf>

参照ホームページ[総務省]

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukei02_01000015.html

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。



千代田区飯田橋1-8-10 キャスルウェルビル8階
あすか社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>